

豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度） 令和6年度実施状況調査票【資料編】

目標I	子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する	目標IV	若者の自立と社会参加を支援する	
(1) 子どもの権利に関する理解促進.....	1	(1) 若者の自立支援.....	22	
(2) 子どもの意見表明・参加の促進.....	2	(2) 若者の参加支援.....	24	
(3) 子どもの居場所・活動の充実.....	3	目標V	それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する	
(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済.....	7	(1) 状況に応じた支援.....	25	
目標II	子どもを安心して産み育てるための支援を推進する		(2) 相談体制の充実と情報発信.....	36
(1) 子どもや家庭への医療・健康支援.....	9	目標VI	子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する	
(2) 子育て家庭への支援.....	12	(1) 地域の力の活用.....	40	
目標III	子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する		(2) 安全・安心な社会環境の整備.....	43
(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実.....	16		(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり.....	46
(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備.....	20			
(3) 子ども・若者支援に関わる人への支援.....	21			

(注釈)
 ○重点事業は薄橙色で網掛け表示
 ○新規事業は薄黄色で網掛け表示
 ○終了・統合事業は薄灰色で網掛け表示

具体的な取組			事業の概要						目標管理																					
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度													
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）										
目標1「子ども権利を尊重し、自らの育ちを支援する」																														
(1) 子ども権利に関する理解促進																														
①子どもの権利の普及啓発・情報発信	子どもの権利の普及啓発・理解促進を行います。	子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。	重点事業	1 「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子ども若者課			小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。	普及啓発媒体の種類	リーフレット2種類（一般・中高生）で広報を実施	・リーフレット等を増やす（小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等）・動画等を作成	周知用パンフレット等の修正・配付	「としま子どもの権利相談室」の開設に伴い、既存のパンフレットの内容を変更とともに、「子どもの権利相談室」のリーフレットを作成し、小中学生の全児童・生徒に配付した。	B	引き続き、学習用パンフレットやマンガ版パンフレットの活用を周知し、子どもの権利の理解促進を図る。	周知用パンフレット等を通じた普及啓発、子どもの権利に関するPR動画の制作	区立小・中学校へのパンフレットやリーフレットの配付だけでなく、区内の私立学校に通う児童・生徒に対しても子どもの権利の大切さが普及するよう、私立学校に対して広報物の配布に関する働きかけを実施しました。	A	子どもの権利に関するパンフレットなどを加え、子どもの権利に関するPR動画などを効果的に活用することで、子どもから大人まで幅広い世代に向けて、子どもが持つ権利の大切さについて発信していきます。											
②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援	子どもの権利について学ぶ機会を確保します。	子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。	重点事業	3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子ども若者課指導課			子どもに関わるおなじ子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①5回 ②3回 ③1回	①2回 ②10回 ③2回	①5回 ②3回 ③1回	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型	①子ども若者課 ②指導課 ③指導課	①子ども若者課 ②指導課 ③指導課	①子ども若者課 ②指導課 ③指導課	①子ども若者課 ②指導課 ③指導課	①子ども若者課 ②指導課 ③指導課	①子ども若者課 ②指導課 ③指導課	①子ども若者課 ②指導課 ③指導課										
④学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	子ども若者課指導課		学校での子どもの権利の学習機会を確保します。				「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	実施校数	毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施	数値維持継続型	子ども若者課 ①子どもの権利擁護委員出張講座7校【7校】 ②CAPプログラム1校【1校】 ③指導課5校【3校】	子ども若者課 ①子どもの権利擁護委員出張講座7校【7校】 ②CAPプログラム1校【1校】 ③指導課5校【3校】	子ども若者課 ①子どもの権利擁護委員出張講座7校【7校】 ②CAPプログラム1校【1校】 ③指導課5校【3校】	A	子ども若者課 R5年度は予算の都合により実施を希望する学校全部で実施することができなかったため、子どもの権利擁護相談員（区職員）の出張講座なども加えて、希望する学校全て子どもの権利に関する学習プログラムを実施する。 指導課 引き続き、子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施する。	子ども若者課 ①子どもの権利出張講座14校【14校】 ②指導課14校【3校】	子ども若者課 子どもたちが自身や他者の持つ「子どもの権利」に関する理解を深めることを目的に、希望のあった学校のうち、11校で子どもの権利擁護委員を講師とする出張講座、3校で子どもの権利相談員を講師として授業を実施しました。CAPワーキンググループについては、令和6年度の実施希望がありませんでした。 指導課 子どもの権利擁護委員による出前授業を小・中学校において実施しました。	A	子ども若者課 子どもの権利に関する理解がさらに深まることを目的に、希望のあった全ての学校において学習プログラムを実施します。また、授業以外の形で子どもの権利の普及啓発を行う形を検討していきます。 指導課 引き続き、子どもの権利擁護委員による出前授業を実施します。										

具体的な取組			事業の概要						目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度							
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）				
②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援	子どもの権利について学ぶ機会を確保します。	子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。	計画事業	5	保育の質向上事業	保育課	子どもの多様な体験機会を確保しながら、子どもの権利について学び、身につけていきます。	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためにCAPプログラムを立区保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質も向上を図ります。	実施園（2園/年）	-	継続実施	数値維持継続型	レミダワークショップ2園【2園】CAPプログラム2園【2園】	幼児期にふさわしい多様な経験ができる機会を確保できたとともに、幼児期の子どもの安全・安心のための予防教育を実施できた。また、保育の質も向上してきた。	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年着実に実施する。	レミダワークショップ2園【2園】CAPプログラム2園【2園】	幼児期にふさわしい多様な経験ができる機会を確保できたとともに、幼児期の子どもの安全・安心のための予防教育を実施できた。また、保育の質も向上してきた。	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年着実に実施する。				
(2) 子どもの意見表明・参加の促進																								
①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり	子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。	意見表明や参加を促進するための事業を実施します。	重点事業	6	しま子ども会議の開催	子ども若者課	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「しま子ども会議」として、区内の中高校生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。	①実施に向けて検討中 ②実施に向けて検討中	①30人 ②1件	①17人 [30人] (56.7%) ②2件 [1件] (200%)	①数値上昇型 ②数値維持継続型	事前に府内からテーマを募集し、そのテーマについて子どもたちが検討し意見を発表しました。	A	昨年同様各子どもの意見を施策に反映したい課からテーマを募集し決定します。子どもたちの意見を反映していくべくするため、6年度は第1回目の会議で各テーマの説明を区から行い、区の因ごとに理解したうえで検討したいテーマを決めます。	①25人 [30人] (83.3%) ②5件 [1件]	事前に府内からテーマを募集し、そのテーマについて子どもたちが検討し意見を発表しました。	会議と意見発表会を夏休み期間に集中して実施することで子どもたちの集中力も高まりました。意見発表の時期が例年より早いことから子どもたちの意見を検討し、実施するための予算の確保が可能となりました。	A	昨年同様各子どもの意見を施策に反映したい課からテーマを募集し決定します。また、夏休み期間中に会議を行い9月に意見発表会を実施し、子どもからの意見を各課で検討した結果を、1月の報告会で子どもへ報告します。	事前に府内からテーマを募集し、そのテーマについて子どもたちが検討し意見を発表しました。	会議と意見発表会を夏休み期間に集中して実施することで子どもたちの集中力も高まりました。意見発表の時期が例年より早いことから子どもたちの意見を検討し、実施するための予算の確保が可能となりました。	A	昨年同様各子どもの意見を施策に反映したい課からテーマを募集し決定します。また、夏休み期間中に会議を行い9月に意見発表会を実施し、子どもからの意見を各課で検討した結果を、1月の報告会で子どもへ報告します。
			計画事業	7	子どもの参加推進事業	子ども若者課	地域の大学等と連携し、子どもの意見表明や、社会参加、参画を推進します。	区内の子どもを対象に、子どもの権利に関する条例の認知度の向上を図るとともに、地域団体や大学等との連携のもと、区政や地域活動の中で子どもが自分の意見を表明したり、社会参加、参画を推進する事業を実施します。	共催事業参加者数	-	30人	数値維持継続型	28人 [30人]	事業の内容に合わせ「成果報告会with区長」名前を変え12/16に開催しました。（立教大学主催）豊島子ども大学で活動してきた内容を区長に発表し、子どもからの質問に区長がその場で回答する事業を実施しました。	B	立教大学内での実施が難しくなったことから、放課後対策課で実施している放課後子ども教室のメニューの一つとして子どもスキップで活動することになりました。	-	放課後対策課で実施している放課後子ども教室のメニューの一つとして子どもスキップで活動することになったため事業として終りました。	終了					
			計画事業	8	利用者会議の開催	子ども若者課 放課後対策課	子どもが自分の意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。	子どもが自分の意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。	利用者会議開催数	-	55回	数値上昇型	<中高生センター> 31回 [34回] (91.2%) <子どもスキップ> 139回 [44]	<中高生センター> B ジャンプでは各施設月1・2回実施しました。会議で出された意見を施設の運営や施設改修に反映しました。 <子どもスキップ> 全スキップで利用者会議を開催し、意見を表明する機会や社会参加、参画の機会を充実させました。	A	<中高生センター> 36回 [36回] (100%) <子どもスキップ> 145回 [44] (329.5%)	<中高生センター> 36回 [36回] (100%) <子どもスキップ> 145回 [44] (329.5%)	<中高生センター> ジャンプでは各施設月1・2回実施しました。会議で出された意見を施設の運営や施設改修に反映しました。 <子どもスキップ> 全スキップで利用者会議を開催し、意見を表明する機会や社会参加、参画の機会を充実させました。	A	<中高生センター> 引き続き月1～2回開催し、日常利用やイベントなどで意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。 <子どもスキップ> 引き続き利用者会議を全施設で2～3回開催し、意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させました。				
②子どもの意見表明・参加の促進	日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。	施設運営や地域での生活など、日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。	計画事業	9	子ども地域活動支援事業	子ども若者課	中高生が自主的に地域で活動できる機会・実践できる場を提供します。地域の中で中高生センターの取り組みを知りながら活動を取り組みます。	子どもが地域社会の大事な担い手として、おとなと一緒に地域活動に参加できるよう、委託者と連携し、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。	参加者数	-	160人	数値維持継続型	389人 [250人] (155.6%)	<ジャンプ東池袋> リユースイベントを開催し、ワーキンググループで地域の方へのサポートを行ない、地域の方との交流を深め中高生が活躍する場となりました。 <ジャンプ長崎> 長崎獅子舞は、地域と連携し後継者育成に加え、周知活動として広報しま掲載や高校・大学と連携し、参加者増を目指します。公園緑地課と連携し、スラックラインを通じて地域の方と中高生が一緒に遊ぶ機会をつくりました。	A	<ジャンプ東池袋> 中高生実行委員会形式のマーチパレードを開催し、ワーキンググループで地域の方へのサポートを行ない、地域の方との交流を深め中高生が活躍する場となりました。 <ジャンプ長崎> 長崎獅子舞は、地域と連携し後継者育成に加え、地域の高校や福祉施設と連携し、参加者増を目指します。公園緑地課と連携し、スラックライン事業を企画しています。そのほか、区施設でのボランティア活動や、スラックライン事業で近隣住民との交流活動を実施しました。	371人 [300人] (124%)	<ジャンプ東池袋> 中高生実行委員会形式のマーチパレードを開催し、ワーキンググループで地域の方へのサポートを行ない、地域の方との交流を深め中高生が活躍する場となりました。 <ジャンプ長崎> 長崎獅子舞は、地域と連携し後継者育成に加え、地域の高校や福祉施設と連携し、参加者増を目指します。また、スラックライン事業以外にも地域の方と交流できる事業を企画しています。区施設でのボランティア活動について、中高生と高齢者、地域住民が交流できる機会をつくります。	A	<ジャンプ東池袋> 引き続き中高生実行委員会形式のマーチパレードを開催し、ワーキンググループで地域の方へのサポートを行ない、地域の方との交流を深めることを目指します。また、近隣施設と連携を図り、地域の方との交流を深めることを目指します。 <ジャンプ長崎> 長崎獅子舞の活動は引き続き地域と連携し、参加者増を目指します。公園緑地課と連携し、スラックライン事業を企画しています。そのほか、区施設でのボランティア活動について、中高生と高齢者、地域住民が交流できる機会をつくります。				
			計画事業	10	青少年指導者養成事業	生涯学習・スポーツ課	参加した子どもたちが、学校や地域で活動できるリーダーシップやワーキングスキルを身に付けることができるよう、日常生活から社会参加を促進する機会を提供します。	小学校4年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るために、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。	ジュニアリーダー講習会の開催回数	-	10回	数値維持継続型	8回 [10回] (80%)	2泊3日のキャンプ活動を含み、事業後半には、千早地域文化創造館で活動するサークル活動の見学や、ハッピーホーリデーフェスティバルとして、子どもたちが企画運営するイベントを実施するなど、子どもたちの体験活動の機会をつくった。	B	子どもたちが、自分たちの意見を表明しながら、リーダーシップやワーキングスキルを発揮できる場を担保するとともに、事業の充実を図る。	8回 [10回] (80%)	2泊3日のキャンプ活動を含み、事業後半には、千早地域文化創造館で活動するサークル活動の見学や、ハッピーホーリデーフェスティバルとして、子どもたちが企画運営するイベントを実施するなど、子どもたちの体験活動の機会をつくりました。	B	令和7年度からは「防災」をテーマに実施しています。子どもたちが、自分たちの意見を表明しながら、リーダーシップやワーキングスキルを発揮できる場を担保するとともに、事業の充実を図ります。				
			新規事業	新規	意見表明等支援事業	子育て支援課	豊島区児童相談所が関わる子どもの意見・意向の表明の仕組みの整備による子どもの最善の利益の実現を目的とする。	児童相談所の措置等の決定等のタイミングや、一時保護所等の生活場面等において、子どもの意見や意向を聞き、児童相談所やその他関係機関との連絡調整等を行う。	措置等決定時の意見表明支援の実施率（%）	-	100%	-	-	-	-	-	里親や施設職員への説明による理解促進を図りつつ、意見表明支援員による子どもの意見表明の機会を確保した。	100%	毎年度、進捗状況の点検と評価を行い、児童福祉審議会に報告することで課題に対応していく。里親委託中や施設入所中の子ども、また、家庭復帰後の子どもへの意見形成支援と意見表明支援を進める。	A				

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)
(3) 子どもの居場所・活動の充実																				
①子どもの居場所の充実	子どもの居場所を充実します。	施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。	重点事業	11	中高生センターの運営	子ども若者課	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。	①登録者数 ②延べ利用者数	①2,000人 【①2,200人】 ②30,000人 【②32,000人】	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①2,037人 【2,000人】 (102%) ②25,040人 【21,000人】 (83.5%)	午前中事業の周知チラシを作成し、学校や関係機関に事業説明及び配布を依頼しました。	B	午前中事業について、学校へ行くことができない中高生及び通信高校等の利用の増加をめざし、居場所事業を具現化及び充実させていきます。	①2,654人 【2,000人】 (133%) ②36,691人 【30,000人】 (122%)	午前中事業の内容を具体的に紹介できるように、パンフレットを作成しました。区立中学校及び通信高校へ配布を依頼し、学校へ行くことができない中高生だけではなく通信高校の空き時間の利用を目指しました。	A	・中高生の不登校対策を含めた午前中利用の増加を目指し、事業内容をより具現化及び充実させていきます。 ・中高生が意見表明できる機会を増やし、日常の運営に反映及び中高生自主企画行事等を実施し、中高生の居場所を充実させていきます。	
			重点事業	12	子どもスキップの運営・改築	放課後対策課	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもス キップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。	延べ利用者数	535,760人	540,000人	数値維持継続型	589,811人 内訳 学童クラブ (458,567人) 一般利用 (131,244人) 【540,000】 (109%)	令和5年5月8日から一般利用を全面再開するとともに、一般利用の限られた実施中の代替措置であった学童クラブの臨時入会を廃止し、子どもスキップの受入態勢をコロナ前の状態に戻しました。	A	小学生の放課後の安全・安心な居場所である子どもスキップをより充実させるため、職員の人員確保するとともに施設整備を行っていきます。	606,632人 内訳 学童クラブ (448,328人) 一般利用 (158,304人) 【540,000】 (112.3%)	増加し続ける子どもスキップの利用者に対応するため、小学校と交渉し、スペースを確保するとともに、積極的かつ新たなアプローチに取り組んだ結果、職員の欠員を解消することができました。	A	小学生の放課後の安全・安心な居場所である子どもスキップをより充実させるため、職員の人員確保するとともに施設整備を行っていきます。
②屋外遊び場の充実	子どもの遊び場の充実を図ります。	既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。	計画事業	13	放課後子ども教室事業	放課後対策課	小学校の施設を活用した安全・安心な活動拠点づくりを進め、地域住民の参加と協力を得て、子供たちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動の推進に取り組みます。	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子供たちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。	述べ実施回数	-	2,000回	数値上昇型	対面事業：1,008回 【対面事業：1,320回】	教室開催数をコロナ前の水準に戻すべく取り組んできましたが、地域の方々で構成される放課後子ども教室スタッフの臨時入会を廃止し、子どもスキップの受入態勢をコロナ前の状態に戻しました。	B	放課後子ども教室スタッフ謝礼金を増額するとともに、多様な手法を用いて放課後子ども教室スタッフの確保に努め、もって、放課後子ども教室の開催数を増加させていきます。	対面事業：1,462回 【対面事業：1,320回】	放課後子ども教室スタッフ謝礼金を増額したものの、地域の方々で構成される放課後子ども教室スタッフの確保に努め、もって、放課後子ども教室の開催数を増加させることができませんでした。	B	「チームとしま」やホームタウン協定を締結したスポーツ団体、しま未来文化財団等、地域や企業、大学等との連携を進め、プログラムの内容を充実させるともに開催数を増加させていきます。
			計画事業	14	子ども食堂ネットワーク	子ども若者課	子ども食堂で食事の提供だけでなく、居場所としての機能を充実させます。	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「しま子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。	登録食堂数	-	25食堂	数値上昇型	23食堂 【24食堂】	コロナ感染症が5類になったことから会食を再開する子ども食堂や新規の子ども食堂も増えることが想定されるため、セーフガーディングの研修などを実施し、安全な運営を支援します。また、ネットワーク会議で子ども食堂間の交流を深め、HPなどで情報発信のサポートを行いました。	A	会食を再開する子ども食堂や新規の子ども食堂も増えることが想定されるため、セーフガーディングの研修などを実施し、安全な運営を支援します。また、ネットワーク会議で子ども食堂間の交流を深め、HPなどで情報発信のサポートを行います。	20食堂 【25食堂】 (80%)	ネットワーク会議において各種研修を行い、子ども食堂が安心できる居場所として運営できるよう学びました。また、会議において子ども食堂間の交流を深め、HPなどで情報発信のサポートを行いました。	B	新規の子ども食堂も増えることが想定されるため、ネットワーク会議を年3回開催し、運営に必要な知識等を学び、子ども食堂が相互交流できるよう支援します。また、子ども食堂に応じた多様な支援を検討します。
			計画事業	15	プレーパーク事業	子ども若者課	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークでは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	①参加者数 ②出張プレーパーク開催数	①31,002人 【②13回】	①35,000人 【②20回】	①数値上昇型 ②数値上昇型	①28,707人 【32,000人】 (82.0%) ②9回 【10回】 (45.0%)	池袋本町プレーパークを年間通り実施しましたが、5年度は夏季期間の熱中症警戒アラートの発表や、強風などの荒天時などからプレーパークを閉める時間が多くあり、利用者数が前年を下回りました。出張プレーパークでは保育園、区民ひろばに加え公園でも実施し近隣の園庭のない保育園や地域の親子連れにも利用してもらいました。	A	常設の池袋本町プレーパークは年間を通じ、屋外での自由な発想で自分らしく遊べる場所の提供を行います。身近な地域で実施する出張プレーパークは主に公園などの多くの子どもが利用できる場所で実施し、近隣の園庭のない保育園や地域の子どもが利用できるようにします。	①26,230人 【35,000人】 (75%) ②6回 【20回】 (30%)	池袋本町プレーパークを年間通り実施しましたが、6年度も夏季期間の熱中症警戒アラートの発表などからプレーパークを閉める時間が多いため、利用者数が前年を下回りました。出張プレーパークでは区内の公園の実施回数を増やし、近隣の園庭のない保育園や地域の子どもが利用できるようにします。	B	常設の池袋本町プレーパークは年間を通じ、屋外での自由な発想で自分らしく遊べる場所の提供を行います。身近な地域で実施する出張プレーパークは主に公園などの多くの子どもが利用できる場所で実施し、近隣の園庭のない保育園や地域の子どもが利用できるようにします。
②屋外遊び場の充実	子どもの遊び場の充実を図ります。	既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。	計画事業	16	小学校開放事業	放課後対策課	児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	放課後や学校休業中の児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	実施施設数(全小学校22校)	-	22校	数値維持継続型	100% 【22校】	コロナ感染対策を講じながら、児童の安全な遊び場として開放しました。	A	引き続き児童の安全な遊び場確保に努めています。	100% 【22校】	児童の安全な遊び場として開放しました。	A	引き続き児童の安全な遊び場確保に努めています。
			計画事業	17	公園・児童遊園新設改良事業	公園緑地課	近くの公園対し区民満足度が増し、子どもたちが利活用したいと思う公園を整備していきます。	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。また、学校跡地等を活用して地域の活動拠点となる近隣公園等を整備します。	新設・改修公園数 2園／年	-	10園 【累計】	数値維持継続型	3園 【2園】	池袋本町四丁目・千川二丁目児童遊園では、地元町会や子供たちを集めた井戸端会議を開催し、多くの意見を収集し、また、近隣の保育園には個別に意見聴取をし、遊具を置かずおもちゃ倉庫を置くという整備工事を行いました。大塚台公園の改修については、高校生や障害児を持つ親など、幅広い層の方々がメンバーのWSを開催した。	A	令和6年度は公園の再構築を実施し、区内の公園の位置づけを明確にすることにより、子供たちを中心とした利用者目線に立った整備を行っていく。毎年2園以上の改修工事を引き続き実施していくとともに、大規模な公園改修や新設も含め、利用してもらえる公園づくりを進めていく。	2園 【2園】	南大塚二丁目児童遊園では、地元町会や子供たちを集めた井戸端会議を開催し、また、近隣の保育園には個別に意見聴取をし、遊具を置かずおもちゃ倉庫を置くという整備工事を行いました。大塚台公園の改修については、昨年度に引き続きWSを開催し、基本計画案を作成した。	B	令和7年度以降は、モデル地区を中心とした公園の再構築計画に基づき、古くなった公園を利用者目線で再整備していく。毎年2園以上の改修工事が実施できるよう努めるとともに、大規模な公園改修や新設も含め、利用したくなる公園づくりを行っていく。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
②屋外遊び場の充実	子どもの遊び場の充実を図ります。	既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備・運営	計画事業	18	「としまキッズパーク」の整備・運営	公園緑地課	障がいがある子もない子も安心して遊べる場の充実を図ります。	造幣局跡地の一部を、令和2年7月から令和6年度まで「キッズパーク」として運営します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともにインクルーシブ遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場にします。（令和2年度より、「9月」に変更）	利用者数	-	440,000人（累計）	数値上昇型	115,422人【100,000人】	利用者：113,658人 イケバス活用等（園外保育）：1,764人 近隣小学校特別学級による植替え：2回 活用イベント：3件	A	引き続きイケバス活用及び園外保育の場としての活用を図るとともに、近隣小学校との連携等を進めています。	113,040人【100,000人】	利用者：115,962人 イケバス活用等（園外保育）：1,593人 近隣小学校特別学級による植替え：2回 活用イベント：5件	A	引き続きイケバス活用及び園外保育の場としての活用を図るとともに、近隣小学校との連携等を進めています。
③活動・体験機会の充実	子どもの体験機会の充実を図ります。	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。	重点事業	19	子どものための文化体験事業（計画策定期時は「子どものための文化体験プログラム」）	文化事業課 保育課	子どもたちが多様な文化芸術が体験できる機会を提供します。	区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。	①演劇公演実施回数、延べ参加者数 ②鑑賞教室実施回数、延べ参加者数 ③ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ④保育園ワークショップ実施園数、延べ参加者数 ⑤そうしがや ごどもステーション実施回数、延べ参加者数	①10回、2,056人 ②9回 参加者数562人 ③2回 参加者数40人【30人】（83%） ④20回、515人【参加数 延べ500人】 ⑤41回 参加者数1,168人【1,000人】（60%）	①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値維持継続型 ④数値維持継続型 ⑤数値維持継続型	左記5つの取組について、同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。	①事業見直しのためプログラム廃止 ②9回 参加者数562人 ③2回 参加者数40人【30人】（83%） ④20回、515人【参加数 延べ500人】 ⑤41回 参加者数1,168人【1,000人】（60%）	①～③においては、区内各所でアートに気軽に出会える場を提供しました。また、マスク着用の緩和により、アーティストや俳優たちの表情から、言葉だけに頼らない作品や表現に触れて、学校や日常では体験できない豊かな感受性を育む機会を与えることができました。 ④においては、区内保育園20園で身体表現と音楽のワークショップを実施しました。ワークショップでは普段の保育では見られない子どもたちの様々な表情が見られ、保育士にとっても表現の楽しさを伝える術を学べるなど、今後の保育の参考となる場を提供することができました。 ⑤においては、コロナの感染対策の緩和により、ワークショップの定員を増やし、多くの子どもとその家族にアートに親しむ機会を提供しました。また、アーティストや、参加者同士の交流機会となり、新しい出会いおよびアート体験を共有する楽しさを知るきっかけになりました。	B	①～③、⑤については、区内に住む、一人でも多くの子どもたちとその家族が、アートに触れる機会を提供するために、令和5年度よりも、実施日数、回数を増やしています。 ④においては、カブサイトの日英対応など外国ルーツの子どもたちにも参加しやすいようにアクセスibilityを整えています。 ⑤については、限られた園数の中でもできるだけ多くの保育園にワークショップを提供できるよう、実施園が偏ることがないように選考の際に配慮します。	①文化事業課所管、演劇公演については、R4をもって事業廃止。 ②12回 参加者数648人【587人】（110%） ③2回 参加者数47人【48人】（97%） ④保育課所管、保育園ワークショップについてR5をもって事業廃止。 ⑤56回 参加者数1530人【1931人】（79%）	②、③の事業では、夏休み期間に区内で本物の文化を体験する機会を創出しています。鑑賞教室では、校庭などで遊べない時間に、子どもスキップと区民ひろばを会場に、未就学児から小学生を対象に劇場ではない場所で、演劇公演を展開しました。児童文学など身近なテーマを通じて、作品を鑑賞することで、子どもたちにとってかけがえのない時間を設けることができました。また③では、パントマイマーによる、親子向けログランを行いました。言葉に頼らない親子のコミュニケーションを図ることで、外国籍や障害をもった子を含む誰もが楽しめるプログラムを開くことができました。⑤では未就学を対象に親子でアーティストとふれあうプログラムを1年を通じて行っています。今年は予算増により事業数を増やし、昨年よりも多くの方に参加する機会を提供することができました。事業後は、アーティストや参加者が交流する時間を作ることで、文化を通じて日常の親御さんの悩みなどを聞く場になりました。	B	事業見直しにより、事業廃止。

具体的な取組			事業の概要					目標管理																
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度							
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）				
③活動・体験機会の充実	子どもの体験機会の充実を図ります。		計画事業	20	次世代育成事業助成	文化企画課	家庭や学校や習い事とは別の場所でアーティストや、同世代の仲間たちと一緒に楽しい時間を過ごす中で、創造力・表現力・発想力・コミュニケーション力を磨きながら、健やかな身体と感性豊かな心を育む。	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します。（ともま未来文化財団助成事業）	体験プログラム数	-	6プログラム	数値上昇型	10プログラム 【10プログラム】	令和5年度は、多様な子どもたちが様々なアートに出会いきっかけ」を創出しました。まずは、親と子のアーティストとして、乳幼児とその保護者を対象とした音楽・美術・演劇と3種類のプログラムを実施し、74組が参加しました。夏休み期間には、区内の放課後の居場所（学童）であるスキップで身体表現ワークショップ5か所で実施し、85名の子どもたちが参加しました。令和3、4年と実施したワークショップと比較すると参加者数は減少しましたが、アーティストと実際にコミュニケーションをとりながら体験するワークショップに、子どもも大満足だったという施設担当者の声が届いています。また、インチ型のワークショップとして電子工作とアフリカン・リズム・セッション・ワークショップを行い、リズム・セッション・ワークショップの翌日には、公演を実施することで、体験でも鑑賞でも楽しめる機会創出を作り出しました。平成22年より実施している「とも日本舞踊教室」には、想定以上に応募者があり、当初16名定員を20名定員で実施しました。そして、クリスマスにあわるすばつを活用した舞台公演では、合計1,307名が来場し、多くの子どもたち保護者の方が文化芸術を楽しむ場となりました。最後に、どんな環境に置いても文化体験機会を提供するために公演招待事業も行い、全5事業に計130人が参加しました。	B	継続実施している「0・1・2のおもちゃ箱」「ごども日本舞踊教室」など、引き続き展開していきます。さらに、子供たちが多様な文化芸術に触れる機会を、令和5年度実施をプラスアップする形で展開し、さらには障害者をもつ子どもたちにも参加できる場づくりをしていくことが今後の目標です。	11プログラム 【11プログラム】					前年度実施内容を引き継ぎ「多様な子どもたちが様々なアートに出会いきっかけとなる場」づくりをテーマに実施しました。まずは、乳幼児とその保護者を対象に、アートを通じたコミュニケーションを目的に実施した「0・1・2のおもちゃ箱」を春夏期（音楽）と秋期（身体表現）に開催。定員を大きく上回る応募の中から計42組が参加し、アートを通して子どもや他の参加者のコミュニケーションを場となりました。夏休みには、子どもたちの創造性を引き出し自身の表現を行う帽子づくりワークショップ「ハンドキャップ大作戦！」、親子コンサートに連動した「エイサー体験」のワークショップを実施。さらに鑑賞型事業として、沖縄・石垣島出身のアーティストを招聘して、同じく沖縄出身のアイスストレーナーの絵とともに楽しむコンサート「おりとり！おきなわサマー」を開催し、ワークショップには57人の子ども達が参加。コンサートには公演合計で316名が参加しました。クリスマスには、昨年引き続き、パフォーマンスカンパニーto R Mansionによる新作「Miracle Xmas Circus HYPER!!」を上演。5公演合計で1,255名が来場し、新しいサークัส公演を楽しみました。関連事業として、ヘビーシャター「Miracle Xmas Circus BABY!!」（2回公演 計44名）そして、サークัส体験ができるワークショップ「Miracle Xmas Circus CHALLENGE!!」（2回公演 計79名）も同時に実施し、子ども達は、新しい芸術体験に大いに盛り上がっていました。毎年実施している区内児童施設連携事業では、影絵パフォーマンスを行う「かかし座」による公演を区内4か所のスキップで実施し、906名の子ども達が参加。うち2施設では手話通訳付き公演なし、区内にある放課後等デイサービスを利用しているうえを招待しました。さらに、恒例になっている「ごども日本舞踊教室」では、1・2年生、3～6年生の2チームに分かれて行いました。	A	「アートを媒介としたコミュニティの創造」「どんな環境にある子どもでもアートを体験する場を創出する」「アートに出会いきっかけづくり」をテーマに、各事業を継続・拡充して実施していきます。具体的には「0・1・2のおもちゃ箱」は実施回数や中身をプラスアップし、よりコミュニティ形成にフォーカスしたプログラムとする。また、クリスマス公演では、パンツマイムのカンパニーを招聘。手話通訳付き回を設ける事で、より多くの方に楽しんでいただける公演づくりを目指します。
			計画事業	21	アトカル・マジカル学園	文化デザイン課	親子や家族がアート・カルチャーに触れる機会を応援します。	「変身」をキーワードに演劇・ダンスの手法を使ったプログラム「マジカルへんしん教室」、親子が同級生になって授業を楽しむ「しまおやこ小学校」など、子育て世代を対象に、ワークショップや演技・演出など舞台芸術を体験する事業を実施します。また、子育て世代のアート体験をサポートする託児所と子どものアート体験が合体した「アート体験支援型託児アートサポート児童館」を実施します。	プログラム提供日数	-	『東京芸術祭』の開催期間中、10日間程度	数値維持継続型	未実施	東京都へ事業移管したため、区の事業としては実施していません。	D	事業の実施予定はありません。					終了	事業の実施予定はありません。		
			計画事業	22	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	図書館課	子どもの読書機会の提供します。	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園・小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。	おはなし会等、読書普及企画の実施	-	年1回以上	数値維持継続型	143回 【年50回以上】	読み聞かせボランティア人材バンクを活用し、区民ひろば20か所でおはなし会を合計136回で実施した。その後公民連携事業として西武池袋本店屋上やサンシャインシティ絵本の森など図書館外にて出張おはなし会を10回実施、子ども達が本に触れる機会や読書の楽しさを伝えた。	A	区民ひろば等における定期的な読み聞かせボランティア活動を継続的に実施する。「読み聞かせボランティア人材バンク」の運用について団体の自立を含め検討する。	196回 【年50回以上】	392%	令和6年度は読み聞かせボランティア養成講座を開催しボランティアの人材確保を進める傍ら、区民ひろばのほかコロナ禍において中止していた子どもスキップ等におけるおはなし会を開設しました。またサンシャインシティ絵本の森でおはなし会を実施するなど、子ども達がいろいろな場所で本と触れ合うことができる機会を創出しました。	A	学校との連携を見直し強化することで、子ども達の読書活動を支援します。また区内企業等との連携を継続することで、子ども達や保護者が図書館以外の場所で本や読書の楽しさに触れる機会を増やすします。			

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
③活動・体験機会の充実	子どもの体験機会の充実を図ります。	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。	計画事業	23	生涯スポーツ推進事業	生涯学習・スポーツ課	年齢や性別を問わず、スポーツに親しみ、楽しめる機会を提供し、スポーツ人口の増加を目指す。	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供とともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。	事業数	-	35事業	数値上昇型	21事業【24事業 86%】	当初の事業計画に近い形で実施することができ、子ども、若者世代がスポーツに親しむ機会を提供することで、心身ともに健全な育成をはかるという目標に寄与することができた。	B	子ども、若者世代がスポーツに親しみ、また継続して楽しんでもらうことができるよう、今後も事業の継続と充実を図る。	23事業【24事業 96%】	前年度から新規で2事業を実施しました。子ども、若者世代がスポーツに親しむ機会を提供することで、心身ともに健全な育成をはかるという目標に寄与することができました。	B	引き続き子ども・若者世代を中心に誰もがスポーツに親しむことができるよう事業の継続と充実を図ります。
④学習支援の充実	学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。	区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。	重点事業	24	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	福祉総務課	子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	①61回 ②1,112人	①65回 ②1,400人	①数値上昇型 ②数値上昇型	①22回【64回】(34%) ②305人【1,391人】(22%)	新型コロナウイルス感染症が収束した為、以前のように対面学習の子どもの参加受入れを増やすことに努めました。また、コロナ禍から実施してきたお便りを年3回発行。内容によって返信ハガキを封筒し、子どもたちがボランティアとの交流の機会も継続して取り組みました。	C	新型コロナウイルス感染症が収束したので、徐々に従来通りの対面での学習会を開催を増やすように努めています。また、区内で学習支援を行っている団体等が増えていますから、以前の学習会に立ち返るだけでなく、子どもたちが学習できる場につないで行けるような仕組みづくりに取り組んでいます。	①25回【65回】(38%) ②315人【1,400人】(23%)	コミュニティソーシャルワーカーが中心に活動するのではなく、地域住民が主体となって学習支援活動を実施していく仕組みに移行していくことを踏まえ、昨年度と同数の学習支援活動を実施しました。	C	コミュニティソーシャルワーカーが実施する学習支援活動については、しま子ども学習支援ネットワーク（「こね็ト」）へ引き続き参画し、支援を必要とする子どもを見つけています。また、地域のニーズや同地域で行われている他団体の活動状況などを確認し、地域団体に移行できる場合は、随時移行していくとともに、活動団体に対し、必要に応じて学習支援活動の運営をサポートしていきます。
			計画事業	25	としま未来塾	放課後対策課	コミュニティ・スクールを中心とした地域人材の活用により、学習支援が必要な子どもに学習機会を提供し、学力の定着や高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。	様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方や分からぬ生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。	地域人材を活用し、希望する生徒を対象に支援を行う。	-	コミュニティ・スクールを中心とした地域人材を活用し、中学校8校の希望する生徒を対象に支援を行う。	中学校8校の生徒を対象として区内3か所で実施年33日（130回）夏季休業中の平日3日（6回）延べ参加者数455人【中学校8校の生徒を対象】	教育センターは毎週、他東西の2か所は隔週にて実施した。英語の集中イベントや年度末のしま土曜部活に特別出演するなど、自己表現、自己発揮の機会をつくることができた。	A	定期の土曜日教室3か所に加え、平日の開催を検討 学習面とサードプレイスを兼ね備えた事業として広く周知し、中学生にとって使いやすい放課後の居場所として検討を進めます。	中学校8校の生徒を対象として区内4か所で実施年83日（139回）夏季休業中の平日4日（6回）延べ参加者数594人【中学校8校の生徒を対象】	従来の「土曜教室」に加え、令和6年5月から学習院大学と連携し、学習院大学のキャンパスで、同大学の学生ボランティアによる「水曜教室」を開催し、中学生の放課後の居場所を拡大しました。	A	引き続き「土曜教室」を実施していくとともに、「水曜教室」の拡大を検討していきます。	
			計画事業	26	小・中学校補習支援チーター事業	指導課	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チーターとして配置します。	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チーターとして配置します。	各学校に大学生等を補習支援チーターとして配置する。	-	各学校に大学生等を補習支援チーターとして配置する校数	数値維持継続型	大学生等を補習支援チーターとして配置した。【小学校年間60時間、中学校年間90時間】	小学校 年間349時間（16時間/校）中学校 年間335時間（42時間/校）配置した。	B	今後も活用を継続する。	大学生等を補習支援チーターとして配置した。【小学校年間60時間、中学校年間90時間】配置しました。	B	今後も活用を継続します。	
			計画事業	27	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	子育て支援課	ひとり親世帯等の子どもの学力向上のみならず、世帯の生活向上につなげます。	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路・将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	高校への進学率100%	-	100%【100%】	数値維持継続型	週2回開催を標準化し、参加の機会を拡大。どちらにも自由に参加でき個別対応ができる体制を確立させた。外部試験（模試、漢検、英検）を取り入れ高校入試に役立てた。ひとり親の就学に対する支援を中心に積極的ななかわりを持つよう努めた。	A	ひとり親の支援対象にあった所得額の制限を撤廃し、参加者の拡大を図る。学習はもとより様々な課題解決に向け、支援を行えるより良い体制を作る。安定した居場所としている。	100%【100%】	毎週固定した学習支援員を配置し、個別対応ができる体制を確立させた。外部試験（模試、漢検、英検）を取り入れ高校入試に役立てた。ひとり親の就学に対する支援を中心に積極的ななかわりを持つよう努めた。	A	学習はもとより様々な課題解決に向け、支援を行えるより良い体制を作る。参加児童たちにとっての安心できる居場所としている。	
			計画事業	28	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	福祉総務課	毎月の定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。	地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。とこネット定例会の開催数	-	12回	数値維持継続型	12回【12回】	感染状況は落ち着いたが、効率面等を重視し引き続きオンラインにて開催している。	B	必要に応じてZOOMなどを利用しながら、情報交換及び意見交換の場を維持していく。	12回【12回】(100%)	効率面等を重視し主にオンラインにて開催、半年に一度対面にて開催しました。	A	引き続きオンラインでの開催を続けて、定期的に対面での開催を行い、団体間、および区と団体での情報共有、意見交換の場を維持していきます。	

具体的な取組			事業の概要					目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済																				
①児童虐待防止対策・いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク	子ども家庭支援センター	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。		①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②15回	①一 ①【2回】 ①毎年度回数を維持】 ②数値上昇型 ②40回 ②【30回】	①2回【2回】 ①(100%) ②43回【40回】 ②(107.5%)	関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげた。 ヤングケアラーの周知については、依頼のあった保育園やジャンプで実施。	A	関係機関への出張講座を引き続き実施し、児童虐待の防止と早期発見早期対応につなげます。ヤングケアラーの周知についてマニュアル、映像等を教材とした職員研修を実施する。	①2回【2回】 ①(100%) ②38回【40回】 ②(95%)	関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応を図りました。大学の学生や小学校の児童保護者向けにも実施し、またヤングケアラーの啓発には、2種の映像教材を活用しました。	A	関係機関への出張講座を引き続き実施し、児童虐待の防止と早期発見早期対応につなげます。ヤングケアラー支援についてはマニュアルを作成し、研修内容の充実を図ります。	
		重点事業	30	いじめ防止対策推進事業	指導課	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見のための取組を推進します。		①学識経験者、保護者、学校・地域、関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ④心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。 ※令和2年より事業内容一部変更	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員研修の実施	①小学校93.5% ②職層に応じ年3回実施	①小学校100% ②職層に応じ年3回実施	①小学校80.0% ②職層に応じ年3回実施 ①中学校90.9% ②職層に応じ年3回実施 ①中学校100% ②職層に応じ年3回実施	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。 ・学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をした。 ・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。 ・教員研修の実施（3回）をした。 ・「校内中心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施（3回）をした。	B	学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「ないさせない見逃さない」体制づくりを推進する。 令和4年度に作成したいじめ防止取組連携推進【デジタル版】の電子データ及び令和5年度に作成した掲示用いじめ防止対策表を活用し、子どもキッズをはじめ、家庭・地域、関係機関と学校が一体的にいじめ対策を推進する協力体制を強化する。	①小学校77.5% ①中学校63.3% ①(100%) ②職層に応じ年4回実施 ②(70%) ③【年3回】(133%)	・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施しました。 ・学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をしました。 ・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をしました。 ・教員研修の実施（4回）をしました。 ・「校内中心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施（3回）をしました。	B	令和6年度に策定した「いじめ重大事態調査報告書を受けた再発防止策」を基に研修を実施します、また、いじめに関する授業の充実やアーサーチャンピングを取り入れた児童生徒の良い関係づくり等を行うなど、いじめの未然防止に重点を置いた取組を推進します。
		新規事業	新規	子どもに関わる職にある者の服務の厳正	指導課	子どもたちが安心して学習・生活に取り組めるために、子どもに関わる職にある者の日常的な綱紀廉正を図る。		導課長から「服務ニュースレターメール」を学校管理職、教員にとどまらず、放課後対策事業等、児童生徒に関わる人員を含めて定期的に配信する。	服務事故の発生を防止する。	-	0件	①数値維持継続型	2件【0件】	初任者研修において、服務事故防止をテーマに研修を行った。学校で学期ごとに研修を実施した。	B	研修とともに、服務事故防止に向けた意識啓発を図る。	3件【0件】	初任者研修において、服務事故防止をテーマに研修を行いました。学校で学期ごとに研修を実施しました。全教員を対象に性暴力に関する研修を行いました。	B	研修とともに、服務事故防止に向けた意識啓発を図ります。
		計画事業	31	児童虐待防止の普及・啓発	子ども家庭支援センター	児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中での気づきから早期発見につなげます。		児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るために、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動などを、普及・啓発活動を実施します。	区民講演会参加人数	-	85名	数値維持継続型	120名【100名】	企業と共に「ネットゲームが子どもたちの心と体にもたらす影響」という内容で実施。親子での参加が複数見られた。	A	引き続き、児童虐待防止に関するテーマで年1回区民向け講演会を実施し、理解促進を図る。	115名【85名】	2回の区民公演会を実施しました。内容について、児童虐待防止は「親子のアンガーマネジメント」、ヤングケアラーについては「あなたの隣にもヤングケアラーがいる」というテーマを取り上げました。	A	7年度以降も児童虐待防止とヤングケアラー、2種の区民講演会を実施し区民への周知・啓発、児童虐待の早期発見と予防につなげます。
		計画事業	32	こんにちは赤ちゃん事業	健康推進課 長崎健康相談所	育児の不安を解消することも、把握のための相談や、家庭の中での気づきから早期発見につなげます。		産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	訪問率	-	100.0%	数値維持継続型	96.2%【100%】	赤ちゃん訪問（新生児訪問及び乳児全戸訪問）を実施し、育児不安への対応、子育てに関する情報提供を実施して子育て応援ギフト（電子クーポン）を配布するともに、必要に応じて関係機関と連携して妊婦期から保健師が家庭を訪問するなどして、生後2か月を過ぎても出生通知票を未提出の家庭については、勧奨文を送付して訪問率の向上を目指しています。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育児不安を軽減するともに、必要に応じて妊婦期から保健師が家庭を訪問するなどして、生後2か月を過ぎても出生通知票を未提出の家庭については、勧奨文を送付して訪問率の向上を目指しています。	100%【100%】	赤ちゃん訪問（新生児訪問及び乳児全戸訪問）を実施し、育児不安への対応、子育てに関する情報提供を実施して妊婦期から保健師が家庭を訪問するなどして、生後2か月を過ぎても出生通知票を未提出の家庭については、勧奨文を送付して訪問率の向上を目指しています。	A	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育児不安を軽減するともに、ご家庭センターとして妊婦期から保健師が家庭を訪問するなどして、生後2か月を過ぎても出生通知票を未提出の家庭については、勧奨文を送付して訪問率の向上を目指しています。
		計画事業	33	子育て訪問相談事業	子ども家庭支援センター	親子の孤立化防止のために訪問し必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。		支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、ドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聞き、助言を行ふとともに、絵本をプレゼントします。	訪問件数	-	4,000件	数値上昇型	4,091件【4,000件】	関係機関との連携を強化し取り組んだ。	A	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に答えていく。	3,613件【4,000件】	関係機関との連携を強化し取り組みました。訪問件数減少の理由はベースサポート事業の申込者の増加に伴い利用促進のための訪問を実施しなかったためです。	B	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に答えていきます。
		計画事業	34																	

具体的な取組			事業の概要					目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
①児童虐待防止対策・いじめ防止対策	児童虐待防止の未然防止と早期発見に努めます。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	計画事業	35	家庭訪問型子育て支援（ホームスター）助成事業	子育て支援課	様々な理由から公的支援の隙間にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。	助成団体数	-	1団体	数値維持継続型	1団体 【1団体】	事業助成の公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームビターケースや訪問事業実施等の費用助成を行った。	B	引き続き、公募および助成を行い、地域におけるホームスタート事業の定着を支援とともに、既存事業との連携を図っていく。	1団体 【1団体】	事業助成の公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームビターケースや訪問事業実施等の費用を助成しました。	B	引き続き、公募および助成を行い、地域におけるホームスタート事業の定着を支援とともに、既存事業との連携を図っていきます。
			計画事業	36	スクールカウンセラー事業	指導課教育センター	都公立学校スクールカウンセラーチームを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	都公立学校スクールカウンセラーチームを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数（全小中学校30校）	-	30校	数値維持継続型	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼をする。 教育センター スクールカウンセラーチームが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	A	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼をする。 教育センター スクールカウンセラーチームが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 東京都からのスクールカウンセラーチームを小・中学校全校に配置しました。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加しました。 教育センター スクールカウンセラーチームが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	A	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼をします。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。
			計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を行い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	(全小中学校30校)	-	30校	数値維持継続型	30校 【30校】 (100%)	・SSW8名体制を取り、学校配置型事業を充実させ、間1,050回（30校×3時間×35回）巡回、早期発見、未然予防につなげた。 ・ワーカーの資質向上の為に、スーパーバイザーによるスーパーバイズを年間358時間実施した。 ・SSW活用について、各学校への周知を進めた。	A	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区（中学校及び隣接する小学校）に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけではなく専門機関へつなげる。	30校 【30校】 (100%)	・SSW10名を中学校区（中学校及び隣接する小学校）毎に配置し、年間1,237回（30校×毎週3時間）各校を巡回、課題や問題のある児童・生徒に対し早期発見・早期対応を行った。 ・令和7年4月より新設された不登校対策支援グループ及び不登校対策SV、不登校巡回教員、さらに全8中学校に拡大配置された不登校対策支援員とSSWが相互連携し、支援体制を一層強化する。 ・先行する中学校の不登校対策をモデルに、小学校への学校巡回数を増やす等、児童に対する支援強化を図る。	A	・SSW10名を中学校区（中学校及び隣接する小学校）毎に配置し、各校を巡回、課題や問題のある児童・生徒に対し早期発見・早期対応を行った。 ・令和7年4月より新設された不登校対策支援グループ及び不登校対策SV、不登校巡回教員、さらに全8中学校に拡大配置された不登校対策支援員とSSWが相互連携し、支援体制を一層強化する。 ・先行する中学校の不登校対策をモデルに、小学校への学校巡回数を増やす等、児童に対する支援強化を図る。
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	重点事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子ども若者課	子どもの権利侵害を予防、救済します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①令和4年度中に開設 【①令和3年度中に開設】 ②設置に向けて検討中	①- ②数値上昇型	令和5年度中の開設	関係機関と調整し、千登世橋教育文化センター内に令和5年9月に開設した。また、相談室で相談を受けるほか、子どもスマップや中高生センタージャンプでのアウトリーチ活動を行った。	A	①子どもの権利侵害を防ぐための相談室の運営、普及・啓発。 ②39件【50件】(78%)	子どもの権利相談員、子どもの権利擁護委員をはじめ、関係機関等の連携方法を整備しながら子どもの権利侵害に関する相談に応じ、権利の救済や回復に向けた取組を行っています。相談室に親しみを持つとともに、相談室の周知を図る。	A	関係機関と引き続き連携しながら、子どもの権利侵害に関する相談対応に応じるとともに、子どもの権利侵害の早期発見、早期改善に努めています。アウトリーチなどにも力を入れています。			
			重点事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業	子ども若者課	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わる活動件数	5件	20件【10件】	数値上昇型	28件【25件】	令和5年9月に「しま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「しま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。	39件【30件】(195%)	相談室に寄せられる個別相談への対応をはじめ、権利擁護委員による中高生センタージャンプへの巡回訪問を継続して実施しています。	A	引き続き子どもの権利侵害に関する相談に応じるとともに、関係機関へのアウトリーチなどを通じて、子どもの権利侵害の予防、早期発見に努めています。
		計画事業	40	児童相談所の設置・運営	児童相談課	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行なうほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行なう場合に、一時保護を行ないます。	-	-	-	-	虐待相談及び困難ケースへの対応力を向上のため、都区主催の専門研修受講を奨励するとともに、所内監督職による所内研修・OJTを、5年度に新規策定した「ケース対応の危機管理マニュアル」も活用しながら実施した。児童福祉法改正に伴い、R6年度4月から実施する子どもの意見聴取事務の対応に向け、事務フローヤ出入力シートを整備した。R7年度4月から実施される措置費支払事務の一元化組織の設置に向け、予算措置や業務整理を実施した。	A	豊島区児童相談所の職員研修計画に基づき、引き続き高度な専門性を備えた職員の人材育成に取り組む。児童相談所業務のICT化による業務効率化により、職員の負担軽減を図る。R7年度より開始する一時保護時の司法審査業務に対応するため、弁護士との連携体制や、職員体制等を検討する。	-	一時保護時及び児童福祉施設等への入退所時、全児童から意見聴取等措置を実施した。また、6月より第三者機関による、一時保護中児童へのアドボケイトを開始した。一時保護時の司法審査に対応するため、令和7年度から職員の増員を行い課内体制を整備した。また、国のマニュアルを元に業務フローや各種様式を作成するとともに、実際に保護状請求に必要な書類の作成、準備までのシミュレーションを実施した。	A	引き続き、意見聴取等措置を行うとともに、意見表明支援員との情報共有を行い、子どもの権利擁護に向けた取組を進めます。また、児童福祉法の改正やこども性暴力防止法に適切に対応するため、制度理解及び運用検討を行う。合わせて、児童相談体制の強化を目的とした都区連携強化にも取り組み、業務の平準化をはじめ、共同による人材育成や人材交流について検討を進めています。		

具体的な取組			事業の概要					目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	計画事業	41	人権擁護委員相談事業	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもと対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	人権擁護委員が、電話相談を受け付けます。	17件（電話9件、対面8件）…作成者：人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。（相談件数は9件）。令和5年8月より毎月第2・4木曜日に対面による人権相談を再開（相談件数は8件）	A	24時間体制の電話相談と対面相談を実施していく。	13件（電話11件、対面2件）…作成者：人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました（相談件数は1件）。	A	24時間体制の電話相談と対面相談を実施していく。			
③児童虐待の防止	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	計画事業	42	子ども若者総合相談事業（アンスリーム）	子ども若者課	子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	登録相談者数	250人	数値上昇型	441人【350人】	1学期、区立小中学生全員に「アシスとしま」チラシを配布しました。また卒業時には、小6、中3生にアシスカードを配布。区内デジタルサイネージで放映するなど啓発活動を行ったものの、令和6年度は目標値よりも約80人少ない相談者数となりました。前年度は特別相談者が多く441人だったため目標を高めに設定していましたがこれに届かず、一昨年と同様の相談者数となりました。	B	タブレットパソコンからのメッセージ（アシスとおはなし）による予防的支援を継続するとともに、他機関との連携体制を強化していく。また、LINEの周知や、情報発信により相談しやすい体制作りに努める。	321人【400人】（80%）	1学期、区立小中学生全員に「アシスとしま」チラシを配布しました。また卒業時には、小6、中3生にアシスカードを配布。区内デジタルサイネージで放映するなど啓発活動を行ったものの、令和6年度は目標値よりも約80人少ない相談者数となりました。前年度は特別相談者が多く441人だったため目標を高めに設定していましたがこれに届かず、一昨年と同様の相談者数となりました。	B	区立小中学校でのみの啓発活動ではなく、専門学校、高等学校、区民ひろば、子ども食堂等での周知、アウトリーチ活動を強化します。相談内容は複雑化、複合化し多岐にわたります。相談者数だけでは成果を確認することが困難であるため、新計画では相談者数に加え、支援回数を評価の指標に追加します。	
④児童虐待の防止	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	計画事業	43	子どもに関する相談事業	子ども家庭支援センター	東西子ども家庭支援センターを中心とした子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を直接、電話、メールなどで受けています。	機関連携数	500件	数値上昇型	553件【480件】	3機関連携会議を活用しつつ保健所、保育園等関係機関と連携し、ケース対応し支援にあたった。	A	3機関連携会議を活用しさらに他機関との連携を図り虐待の予防に努める。	783件【500件】	三機関連携会議と併行し合同会議を開催し、予防の部分での連携の強化を図りました。	A	引き続き、関係機関との連携を強化し、児童虐待の防止に取り組みます。	
⑤児童福祉の充実	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	計画事業	44	子どもからの専用電話相談	子ども家庭支援センター	フリーダイヤルで相談できるることを周知し、子どもからの相談を受ける環境を整備することで、子どもの相談・救済を図ります。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家庭に関するなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数	4件	数値上昇型	26件【3件】	キャラクターを活用したSOSカードの配付、子どもの権利相談室開設に併せフリーダイヤルの周知をしたことで、相談電話件数が増加しました。	A	SOSカードの配付に加え、多様な媒体、機会を捉えフリーダイヤルの普及に努めます。	15件【4件】	SOSカードを長期休暇前に区立小・中学校全児童に配付しフリーダイヤルの周知を継続しました。令和5年度からララクターを活用したSOSカードを作成し手に取りやすいものとして、子どもが利用する施設にも設置しました。フリーダイヤルの名称もなやミニフリーダイヤルとしました。	A	SOSカードの配付に加え、多様な媒体、機会を捉えフリーダイヤルの普及に努めます。	
⑥児童虐待の防止	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	計画事業	45	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	DV被害者、ひとり親家庭の不安定化を防ぐなど、自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るために、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導・援助を行います。	相談件数	14,000件	数値上昇型	10,442件【12,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうたわれている自立支援の強化に努める。とくに困難な問題が多い外国人、若年妊娠などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうたわれている自立支援の強化に努める。とくに困難な問題が多い外国人、若年妊娠などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	10,910件【14,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうたわれている自立支援の強化に努める。とくに困難な問題が多い外国人、若年妊娠などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうたわれている自立支援の強化に努める。とくに困難な問題が多い外国人、若年妊娠などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	